

三鷹市サッカー協会 規約

～ 第 1 章（総則）～

第1条（名称）

本会は、三鷹市サッカー協会（以下「本会」という）という。

第2条（組織）

本会は、第5条の趣旨に賛同し、日本サッカー協会制定の競技規則によってサッカー競技を行い、同会のアマチュア規定に従い、三鷹市に所在の団体で本会に加盟したもの（以下「加盟団体」という）をもって組織する。

第3条（資格）

本会は、三鷹市におけるサッカー団体の統括機関であり、三鷹市体育協会に加盟する。

第4条（事務局）

本会の事務局は、三鷹市体育協会内に置く。

第5条（目的）

本会は、三鷹市内においてサッカー競技の健全な普及・振興・発展を図り、青少年の健全育成、市民の体育向上と人格の形成に寄与することを目的とする。

～ 第 2 章（事業）～

第6条（事業）

本会は、第5条の目的を達成するために、次の諸事業を行う。

- (1) 各種サッカー大会の主催・主管・認可又は許可
- (2) 各種サッカー教室の実施
- (3) サッカー技術の研究並びに研修会の開催
- (4) 各種サッカー大会への代表選手派遣
- (5) 指導者・審判員等の研修育成
- (6) 各種サッカー競技に関する公式記録・指導資料の作成・保存
- (7) 本会と他の地域のサッカー協会・連盟との交流並びに親睦
- (8) 三鷹フットボールアカデミー少年連盟の事業に対する支援と連携
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

～ 第 3 章（役員）～

第7条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長：1名

副会長：若干名

理事長：1名

副理事長：若干名

事務局長：1名

会計：1名

理事：各委員会より若干名

監事：若干名

評議員：各委員会より若干名

前項に定めるほか、名誉会長・顧問を置くことができる。

第8条（会長・副会長）

- (1) 会長及び副会長は、理事会で推薦し、総会の承認を受ける。
- (2) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長欠席の時はこれを代理する。

第9条（監事）

- (1) 監事は、理事会で推薦し、総会の承認を受ける。
- (2) 監事は、本会の会計並びに業務を監査する。

第10条（理事長・副理事長・事務局長・会計）

- (1) 理事長・副理事長・事務局長は、理事会において互選する。
- (2) 理事長は、理事会の決するところに従い会務を掌理する。
- (3) 理事長は、副会長不在の際は会長を補佐し、会長欠席の時はこれを代理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長欠席の時はこれを代理する。
- (5) 事務局長は、副理事長不在の際は理事長を補佐し、理事長欠席の時はこれを代理する。
- (6) 理事から会計を1名選出し、収支を管理する。

第11条（理事）

理事は、各委員会より推挙された者並びに理事会にて推挙された者。

第12条（評議員）

- (1) 評議員は、各委員会において選出する。
- (2) 評議員は、総会において重要事項を審議する。

第13条（名誉会長等）

名誉会長及び名誉役員（顧問）は、理事会の推薦に基づき、総会の承認を受け、会長が委嘱する。

第14条（役員の任期）

- (1) 本会の役員の任期は、2ヶ年とし再任を妨げない。
- (2) 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

～ 第4章（会議）～

第15条（総会）

- (1) 総会は、下記の事項を議決する。
 - ① 前年度の事業報告並びに決算報告
 - ② 新年度の事業報告（案）並びに予算（案）
 - ③ 役員の選出
 - ④ 規約の改廃及び制定
 - ⑤ その他決議を要する重要事項
- (2) 総会は、年1回会長が招集する。但し、会長が必要と認められた時、又は評議員総数の1/3以上からの開催要求のあった時、会長は臨時に総会を招集しなければならない。
- (3) 総会は、評議員総数（会長・副会長・評議員・理事長・副理事長・事務局長・会計・理事・監事）の1/2以上（委任状を含む）の出席によって成立し、過半数の同意をもって議決する。可否同数の時は議長がこれを決する。
- (4) 議長は会長があたり、事由のある時は会長が指名した者がこれにあたる。

第16条（理事会）

- (1) 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・会計・理事・監事によって構成される。
- (2) 理事会は、年4回理事長が招集する。但し、理事長が必要と認められた時、又は理事の1/3以上からの開催要求のあった時、理事長は臨時に理事会を招集しなければならない。

- (3) 理事会は、各種委員会を統括し、本会の目的に沿って事業全般に関する事項を審議する。
- (4) 理事会は、1/2以上（委任状を含む）の出席によって成立し、過半数の同意をもって議決する。可否同数の時は議長がこれを決する。
- (5) 議長は理事長があたり、事由のある時は副理事長がこれにあたる。

第17条（各専門委員会）

- (1) 委員会は必要に応じ委員長が招集する。但し、委員の1/3以上からの開催要求のあった時、委員長は臨時に委員会を招集しなければならない。
- (2) 委員会は、1/2以上（委任状を含む）の出席によって成立し、過半数の同意をもって議決する。可否同数の時は委員長がこれを決する。

～ 第5章（専門委員会）～

第18条（専門委員会の設置）

本会に会務遂行のため、次の専門委員会を設置する。

- (1) 社会人委員会
- (2) 審判・規律委員会
- (3) 総務委員会

第19条（組織及び委員）

- (1) 各専門委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長・副委員長は委員会にて選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- (3) 委員は加盟団体よりの選出、及び理事会より推薦されたもので構成する。

第20条（委員の任期）

- (1) 委員長・副委員長の任期は2ヵ年、委員の任期は1ヵ年とし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第21条（所轄事項）

- (1) 各専門委員会の所轄事項は、別表1のとおりとする。
- (2) 各専門委員会は、所轄事項に関し理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見ほか、理事会の決定に従い所轄事項に関する事業を実施する。

第22条（部会）

各専門委員会は、その所轄事項に関し理事会の承認を得て、部会を設置することができる。

～ 第6章（加盟団体）～

第23条（加盟登録）

本会の加盟団体は、毎年加盟登録を行う。

第24条（加盟団体の区分）

本会の加盟団体は、次の3種に区分する。

- (1) 社会人：満15才以上の選手で構成する団体（中学生を除く）
- (2) 壮年：満40才以上の選手で構成する団体
- (3) 女子：満12才以上の女子選手で構成する団体

第25条（加盟手続き）

- (1) 本会に加盟する団体は、本会の定める日までに所定の用紙をもって加盟申請し、委員会の承認を得なければならない。
- (2) 登録に変更・訂正が生じた時は、直ちにその変更・訂正を所定の用紙により、委員長に提出し承認を得なければならない。

第26条(退会)

本会を退会する時は、その旨を委員長に届出るものとする。

第27条(除名)

本会の加盟団体が、本規約に違反、又は加盟団体として不適当と審判・規律委員会が認めた時は、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

～ 第7章(会計) ～

第28条(加盟費)

- (1) 本会の加盟団体は、本会の定める日までに所定の加盟費を納めなければならない。又、一度納付された加盟費は返却しない。
- (2) 加盟費は、理事会で決定し総会の承認を受ける。

第29条(経費)

本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 加盟費
- (2) 事業収入
- (3) 公共団体より交付された補助金
- (4) 寄付金
- (5) 繰越金
- (6) その他の収入

第30条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

～ 第8章(補則) ～

第31条 本規約は、総会の議決によらない限り改廃することはできない。
ただし、本規約の趣旨に反しない軽微な改定については、理事会の承認によることができる。

第32条 本規約は、令和元年6月8日に改定し、同日より施行する。

第33条 本規約の所管は、総務委員会とする。

【付則】

令和元年(2019年)6月8日 一部改訂

- ・第6条(事業)：(8)少年連盟に対する支援、連携項目追加
 - ・第10条(理事長・副理事長・事務局長・会計)：(3)理事長(5)事務局長の役割追加
 - ・第18条(専門委員会の設置)：(2)少年委員会の削除 (2)審判・規律委員会(名称変更)
 - ・第24条(加盟団体の区分)：3種に変更、(3)少年削除
 - ・第27条(除名)：審判・規律委員会の役割追加、退会を除名に修正
 - ・【別表1】 専門委員会の所轄事項：(2)少年委員会削除(3)審判・規律委員会 規律に関する追加
- 本規約は、令和元年31年6月8日に改定し、平成31年6月8日より施行する。

【別表1】 専門委員会の所轄事項

(1) 社会人委員会

- ① 三鷹サッカーリーグ(一般・壮年・女子)に関する事項
- ② 三鷹市民大会(一般・壮年)に関する事項
- ③ 三鷹市代表チーム(都民大会・区都市大会・三多摩大会等)に関する事項
- ④ その他社会人サッカーに関する事項

(2) 審判・規律委員会

- ① 審判員の育成
- ② 審判資格取得の講習会に関する事項
- ③ 競技規則の情報(ルール改正)に関する事項

- ④ 審判員の派遣に関する事項
- ⑤ その他審判に関する事項
- ⑥ 加盟団体及び加盟選手のマナー、規律遵守に関する事項
- ⑦ 加盟団体及び加盟選手のマナー、規律違反に対する処分等に関する事項
- ⑧ その他マナー、規律に関する事項

(5) 総務委員会

- ① 年度予算案及び決算の審議
- ② 総務に関する事項
- ③ 広報（記録・ホームページ等）に関する事項
- ④ 栄典(周年事業) に関する事項
- ⑤ 他の委員会に属さない事項

令和元年年6月8日 <規約改定概要>

対象条項	旧	新	備考
第6条（事業）	-	（8）三鷹フットボールアカデミー少年連盟の事業に対する支援と連携	少年委員会離脱に伴う支援事業追記
第10条（理事長・副理事長・事務局長・会計）	-	（3）理事長は、副会長不在の際は会長を補佐し、会長欠席の時はこれを代理する。 （5）事務局長は、副理事長不在の際は理事長を補佐し、理事長欠席の時はこれを代理する。	副会長、副理事長不在時の代理明確化
第18条（専門委員会）	（1）社会人委員会 （2）少年委員会 （3）審判委員会 （4）総務委員会	（1）社会人委員会 （2）審判・規律委員会 （3）総務委員会	少年委員会離脱 審判・規律委員会名称変更
第24条（加盟団体の区分）	本会の加盟団体は、次の4種に区分する。 （1）社会人：満15才以上の選手で構成する団体（中学生を除く） （2）壮年：満40才以上の選手で構成する団体 （3）少年：満15才以下の選手で構成する団体（小学生・中学生） （3）女子：満12才以上の女子選手で構成する団体	本会の加盟団体は、次の3種に区分する。 （1）社会人：満15才以上の選手で構成する団体（中学生を除く） （2）壮年：満40才以上の選手で構成する団体 （3）女子：満12才以上の女子選手で構成する団体	少年委員会離脱
第27条（除名）	本会の加盟団体が、本規約に違反、又は加盟団体として不相当と認められた時は、理事会の議決を経てこれを退会させることができる。	本会の加盟団体が、本規約に違反、又は加盟団体として不相当と審判・規律委員会が認められた時は、理事会の議決を経てこれを除名することができる。	審判・規律委員会の役割追加 退会を除名に修正
別表1	（1）社会人委員会 （2）少年委員会 （3）女子委員会 （4）審判委員会 （5）技術委員会 （6）総務委員会	（1）社会人委員会 （2）審判・規律委員会 （3）総務委員会 （2）審判・規律委員会所轄事項 ⑥ 加盟団体及び加盟選手のマナー、規律遵守に関する事項 ⑦ 加盟団体及び加盟選手のマナー、規律違反に対する処分等に関する事項 ⑧ その他マナー、規律に関する事項	少年委員会離脱 審判・規律委員会名称変更 審判・規律委員会所轄事項追記